

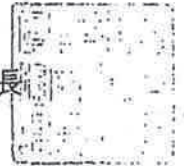


健総発0627第2号
 健感発0627第2号
 健衛発0627第1号
 社援総発0627第1号
 平成23年6月27日

福島県

衛生主管部（局）長 殿
 災害救助法主管部（局）長 殿

厚生労働省 健康局 総務課 長



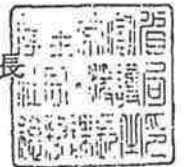
健康局 結核感染症課 長



健康局 生活衛生課 長



社会・援護局 総務課 長



被災者居住地域における害虫等対策について

今般の東日本大震災の津波で散乱した魚類等に起因して、避難所、応急仮設住宅等の被災者が居住する場所及びその周辺の地域（以下「被災者居住地域」という。）においてハエ等の害虫が大量に飛来しており、生活環境が悪化するとともに感染症の発生及びまん延が懸念され、これからハエ等の害虫の発生源が更に増加する夏を迎えようとしている中、その対策が重要となっているところです。

このため、今般、被災者居住地域におけるハエ等の害虫等（ねずみ類を含む。以下同じ。）の駆除をはじめとする害虫等対策が適切かつ円滑に進むよう、対応すべき事項を下記のとおり取りまとめましたので、貴管内市町村に周知いただくとともに、市町村と連携のうえ、地域の実情に応じて害虫等対策を円滑かつ適切に実施いただくようお願いします。

本件については、基本的には貴州市の衛生主管部局が中心となって、避難所を管理・運営する災害救助法主管部局や災害廃棄物の処理を担う廃棄物行政主管部局と連携を図って対応を講ずるようお願いいたします。なお、貴州市の廃棄物行政主管部局に対しては、衛生主管部局から情報提供いただくようお願いいたします。（環境省廃棄物・リサイクル対策部には当方より送付済み。）

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 害虫等の発生状況や課題の把握等

貴州市の保健所や貴管内の市町村を通じて、被災者居住地域における害虫等の発生状況、発生地域における市町村や各種団体等の害虫等対策の取組状況及び課題の把握に努めるとともに、害虫等の駆除をはじめとする害虫等対策として必要な対応について検討すること。

また、対応の検討に当たっては、管内市町村や保健所はもとより、貴州市の災害救助法主管部局や廃棄物行政主管部局と連携を図り、適切な作業区域の設定や役割分担を行うこと。

なお、貴州市において、現在、害虫等の対策について衛生主管部局以外の部局が担当している場合においても、衛生主管部局において、当該担当部局と連携を図り、害虫等の発生状況や課題の把握等にできる限り協力願いたい。

2. 被災者居住地域（屋外）における対応

(1) 感染症予防事業費の活用

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第28条第2項においては、都道府県知事又は保健所設置市長が、一類感染症から四類感染症までの感染症の発生予防又はまん延防止のため必要があり、かつ、管理者への駆除命令では十分な対応ができないと認める時は、市町村に指示し又は保健所設置市自ら、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施できることとなっている。

従って、被災者居住地域における害虫等の駆除については、県及び保健所設置市が、同項に定めるところにより駆除が必要と判断し、市町村に指示し又は保健所設置市が自ら駆除を行う場合には、害虫等駆除に係る業者への委託費や、賃金、薬剤費等を、感染症予防事業費（負担金）の対象とすることができるので、よろしくお取り計らい願いたい。

なお、災害廃棄物に起因する害虫及び悪臭への対策については、環境省より6月17日付けにて別添のとおり廃棄物行政主管部（局）宛に事務連絡が発出されているので、参考までお知らせする。

注）激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）第3条第1項に規定する「特定地方

公共団体」に該当する場合の補助率等は以下のとおり。

- ・ 県の指示を受けて市町村が駆除を行う場合の事業の負担割合：国 2 / 3、
県 1 / 3、市町村負担なし。
- ・ 保健所設置市が自ら駆除を行う場合の国の負担額は、事業費の 1 / 2 の額
に、激甚法第 4 条第 1 項に規定する特別財政援助額を上乗せした額。

(2) 害虫等の駆除活動について

害虫等の駆除作業については、特に害虫等が大量に発生している地域においては、市町村が害虫等の駆除を担う専門業者に依頼することが考えられる。

このほか、地域の実情に応じて、例えば、市町村の呼びかけ等により、地域住民やボランティアによる衛生対策組織を設けて薬剤や機材を購入し、害虫等の駆除を実施することや、地域住民による自主的な環境衛生活動の一環として、特定日を決めて地域で一斉に害虫等の駆除活動を実施することなどが考えられる。

とりわけ、害虫等は一旦駆除しても、その後の発生予防に努めることや、継続的にこまめに駆除を続けることが重要と考えられることから、保健師等の保健指導等を通じて啓発を行い、地域住民やボランティア等による自主的な環境衛生活動について積極的に取り組まれるよう検討願いたい。

なお、地域住民やボランティア等が害虫等の駆除活動を行うに当たっては、先般、住民が殺虫剤をペットボトルに小分けし、これを誤飲したことにより健康被害が発生した事例があったことも踏まえ、飲料を入れる容器に殺虫剤を小分けするなどの不適切な小分け配布を行わないよう、留意願いたい。また、殺虫剤の使用に当たっては、その容器等に表示された注意事項等を守って使用するよう留意されたい。

害虫等の駆除活動に関連して、以下のとおり関係団体が相談窓口を設置しているので活用されたい。また、地域住民による自主的な害虫等の駆除活動に関しては、社団法人全国地区衛生組織連合会などの既存の組織を活用することも含め、検討されたい。

○ 害虫対策全般に関するご相談

財団法人日本環境衛生センター環境生物部 担当：武藤（むとう）部長
TEL：044-288-4878 FAX：044-288-5016

国立感染症研究所昆虫医科学部 担当：小林（こばやし）部長
TEL：03-5285-1111 FAX：03-5285-1178

○ 害虫等駆除の専門業者の紹介に関するご相談

社団法人日本ペストコントロール協会 担当：茂手木（もてぎ）総務課長
TEL：03-5207-6321 FAX：03-5207-6323

○ 地域住民による害虫等駆除活動に関するご相談

社団法人全国地区衛生組織連合会 担当：神田（かんだ）事務局長
TEL：03-3357-8041 FAX：03-3357-8446

○ 防疫用殺虫剤に関するご相談

日本防疫殺虫剤協会 担当：池田（いけだ）専務理事
TEL：03-5296-0300

3. 避難所（屋内）における対応

避難所内における害虫等の防虫対策としては、網戸、蚊帳、ハエ取り紙の設置や蚊取り線香、殺虫剤等の使用が有効であるため、市町村と連携を図り、必要に応じてこれらの防虫器具、防虫剤の必要数を調達すること。なお、これらの防虫器具、防虫剤の購入経費については、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく国庫負担の対象経費となっているので、念のため申し添える。

また、害虫等の発生を防止する対策として、ごみの出し方、定期清掃の実施等が有効であることから、保健師の保健指導等による啓発も実施するなどの住民による自主的な環境衛生対策が促進されるよう取り組むこと。

【本通知に関する連絡先】

○通知全般に関すること

厚生労働省健康局生活衛生課 奥田、中西、吉高
TEL 03-3595-2301 (直通)、FAX 03-3501-9554

○感染症予防事業費に関すること

厚生労働省健康局結核感染症課 小野、木下
TEL 03-3595-2257 (直通)、FAX 03-3581-6251

○地域の害虫駆除活動に関すること

厚生労働省健康局総務課地域保健室・保健指導室
床枝、畑農
TEL 03-3595-2190 (直通)、FAX 03-3503-8563

害虫等対策の全体像

	屋内（避難所）	屋外	
課題	生活環境の悪化 感染症発生の懸念	生活環境の悪化（注1） 感染症発生の懸念	災害廃棄物に起因する 生活環境の悪化
対策	・網戸設置、蚊帳、 蠅取り紙の設置 ・蚊取り線香、殺虫 剤等の使用	被災者居住地域におけ る害虫等の駆除のため の殺虫剤散布等	災害廃棄物処理の一環 で応急的な害虫対策と して行う殺虫剤散布等
対応する事業 （補助金）	災害救助費（厚生労 働省）	感染症予防事業費（厚 生労働省） （注1、2、3）	災害等廃棄物処理事業 費（環境省）
施行者	避難所管理者（県、 市町村）	市町村から委託を受け た業者等	市町村（又は事務委託を 受けた県）から委託を受 けた業者

※ 上記の他、害虫等対策として、保健指導（ごみの出し方、定期清掃の実施等の啓発）や、地域住民やボランティア等による自主的な環境衛生活動の一環としての害虫等の駆除活動の実施等が考えられる。

注1：生活環境の確保の観点から行う害虫等の駆除は、市町村の一般事務となり、国庫補助はない。

注2：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく措置として、都道府県知事が1類疾病から4類疾病までの疾病のまん延のおそれがあると判断し、（自ら実施し、又は）市町村に指示することが必要。（保健所設置市は自ら実施することも可能。）

注3：激甚法対象地域の補助率は、国2/3、県1/3。（保健所設置市が自ら実施する場合は補助率が異なる。）

【別添】

事 務 ・ 連 絡

平成23年6月17日

関係県廃棄物行政主管部（局）御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課

災害廃棄物に起因する害虫及び悪臭への対策について（依頼）

被災地における生活環境を保全するためには、現在住民が生活を営む場所の近傍にある災害廃棄物に起因する害虫及び悪臭への対策が重要です。これから夏を迎えようとしている中、これらの対策が更に重要になるものと考えられます。

災害廃棄物に起因する害虫や悪臭による日常生活圏への影響を低減する方法としては、①日常生活圏から離れた場所に移動させること（仮置場を日常生活圏から離れた場所に設置すること、仮置場内の保管場所を日常生活圏への影響が少ない位置とすること等）又は②速やかに中間処理を行うことが挙げられます。また、このような対応を直ちに行うことが困難な場合の応急的な対策としては、当該災害廃棄物に消石灰を散布することや、消臭剤・殺虫剤を噴霧することが挙げられます。

なお、市町村等がこれらの応急的な対策を必要と判断する場合、災害等廃棄物処理事業の一環として行うことが可能です。

このほか、災害廃棄物に起因する害虫及び悪臭への対策については、社団法人日本ペストコントロール協会、財団法人日本環境衛生センター及び公益社団法人におい・かおり環境協会に相談窓口を設置しておりますので、参考までにお知らせします。

○災害廃棄物の消毒及び災害廃棄物に起因する害虫の防除に関する御相談

社団法人日本ペストコントロール協会 担当：茂手木（もてぎ）

TEL：03-5207-6321 FAX：03-5207-6323

○害虫の発生抑制に配慮した災害廃棄物の処理方法に関する御相談

財団法人日本環境衛生センター 担当：武藤（むとう）

TEL：044-288-4878 FAX：044-288-5016

○災害廃棄物に起因する悪臭に関する御相談

公益社団法人におい・かおり環境協会 担当：重岡（しげおか）

TEL：03-5835-0315 FAX：03-5835-0316

【本件に関する連絡先】

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課 高橋、大野、官田

TEL 03-5501-3154 (直通)、FAX 03-3593-8263

E-mail hairi-haitai@env.go.jp